備考

1　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101条第２項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「２(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。

2　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条第１項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第101条第１項の規定による申請を行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「２(1)」欄に記載しなければならない。